ORIX オリックス生命

2025年3月作成

貯蓄機能も備えています

米ドル建で準備する 一生涯保障の死亡保険

米ドル建終身保険
US RISE
ユーエス・ライズ

無配当 米国ドル建終身保険(低解約払戻金型)

米ドルの3つの魅力

魅力① 世界一の経済規模

GDPがトップで、世界一の経済規模を誇る米国。外国為替市場の取引では4割以上を米ドルが占めています。高い信用力を持つ「米ドル」は、国際間の決済で広く用いられる「世界の基軸通貨」です。

名目GDP（国内総生産）順位（2023年）

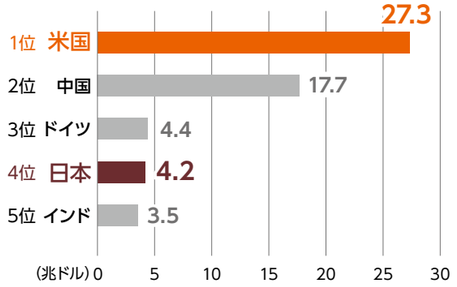

［出典］外務省経済局「主要経済指標（2024年11月）」

外国為替市場における通貨別取引高のシェア（2022年4月）

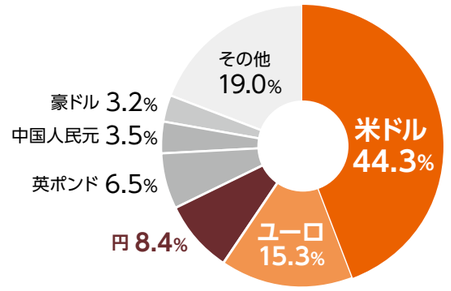

［出典］国際決済銀行（BIS）「Triennial Central Bank Survey Foreign exchange turnover in April 2022」（2022年10月改訂）に基づきオリックス生命にて作成

魅力② 円より高い金利水準

低金利の状態が長く続いている日本。一方で、米国は相対的に高い金利水準にあります。

10年国債利回りの推移（2002年1月～2024年　10月）

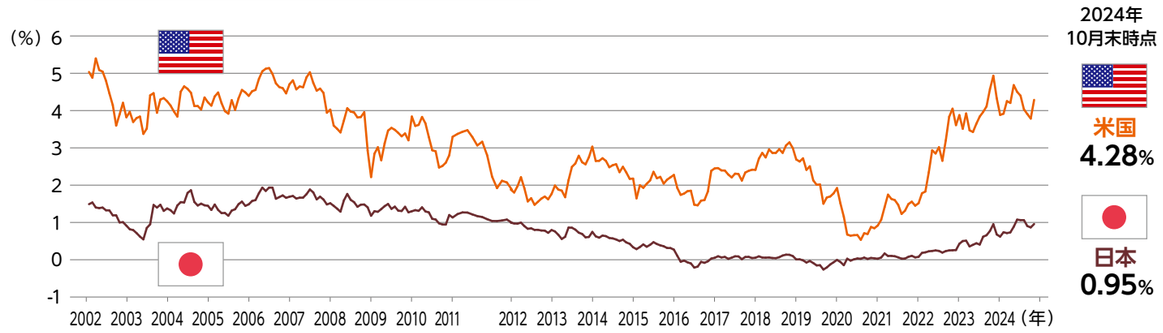

※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。
（Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成）

魅力③ 為替相場の変動による効果

「為替相場」は日々変動しています。ドルを円に交換する際、円高の場合は「為替差損」が生じる可能性がありますが、円安の場合は「為替差益」を得られる可能性があります。

米ドルの対円為替相場の推移（2002年1月～2024　年10月）

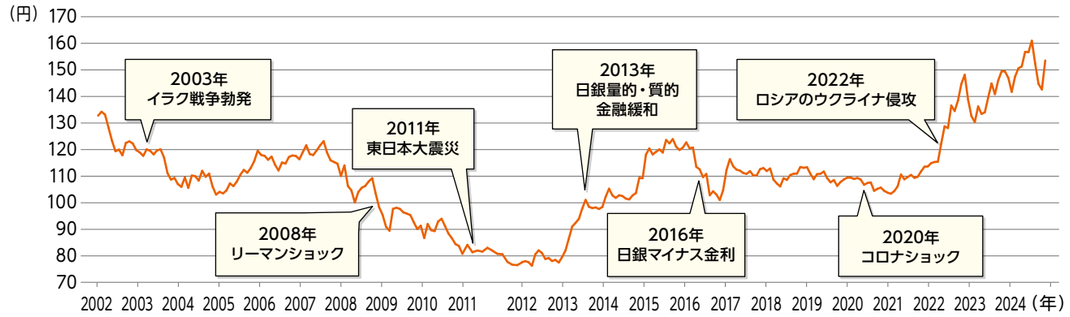

※このグラフは過去の数値を示したもので、将来の推移を示唆するものではありません。
（Bloombergの情報に基づきオリックス生命にて作成）

TOPICS

通貨を保有する場合、円貨だけではなく、複数の国の通貨を保有することが、**資産全体のバランスを保つことにつながります。**

円のみ保有

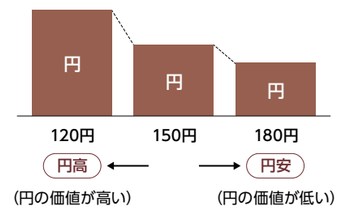

円の価値が下がると、資産全体の価値も下がります。

通貨分散

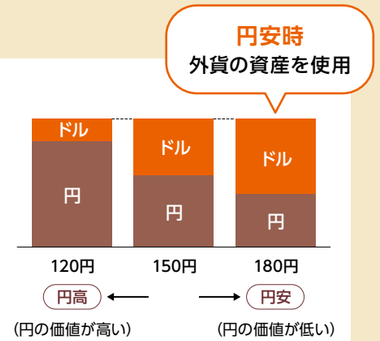

円とドルを持っていると、円の貨幣価値の変動をドルで補い、**全体の貨幣価値の変動を抑制することが期待できます。**

米ドル建終身保険
US RISE
ユーエス・ライズ

一生涯の「死亡保障」と
未来に活かせる「貯蓄機能」を備えた

米ドル建の終身保険

ご注意ください　15～16ページを必ずご確認ください

為替リスクがあります
この保険は米ドル建です。保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

諸費用がかかります
保険料から控除される諸費用や通貨交換時（円⇔米ドル）の為替手数料等が発生します。

もしものお金 と 未来のお金 、
ユーエス・ライズで考えてみませんか？

世界の基軸通貨 米ドルで運用

米ドルが持つ金利の優位性を反映し、円建に比べ経済的な保険料設定と高い貯蓄性を実現します。

保障の開始時から しっかり保障する終身保険

万一の死亡や高度障害状態に該当した場合には、保障の開始時から保険金額全額をお支払いします。

掛け捨てではなく 「貯蓄機能」も備えた保険

一生涯の死亡保障に加え、長期的な貯蓄機能も備えています。解約払戻金は、セカンドライフの資金やお子さまの教育資金などに利用いただけます。

保険料の払込みが免除

〈 特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用の場合 〉

特定疾病や特定障害状態、要介護状態に該当した場合には、以後の保険料の払込みが免除されます。保障はもちろん一生涯続きます。

※当資料に記載の保険料等は2025年3月1日現在のものです。

保険料の負担を抑えた一生涯保障の死亡保険。解約払戻金は、さまざまな資金として活用いただけます。

もしものお金 万一に備える死亡保障 と 未来のお金 将来の資産を準備

米ドル建終身保険
US RISE ユーエス・ライズ

ご契約例
- ●30歳　●保険期間：終身
- ●特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用なし
- ●保険料払込期間：65歳
- ●低解約払戻期間：65歳

保険金額		100,000 米ドル
月払保険料（口座振替扱）	男性	109.20 米ドル
	女性	96.30 米ドル

保険料の払込み ¥

保険料は「円」で払込みいただきます。
（円入金特約があらかじめ付加されています）
▶円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回増減します。

保険金・解約払戻金の受取り ¥ $

「円」または「米ドル」を選択できます。
（円で受取る場合、円支払特約を付加していただきます）
▶円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

➡ 詳しくは13～14ページ

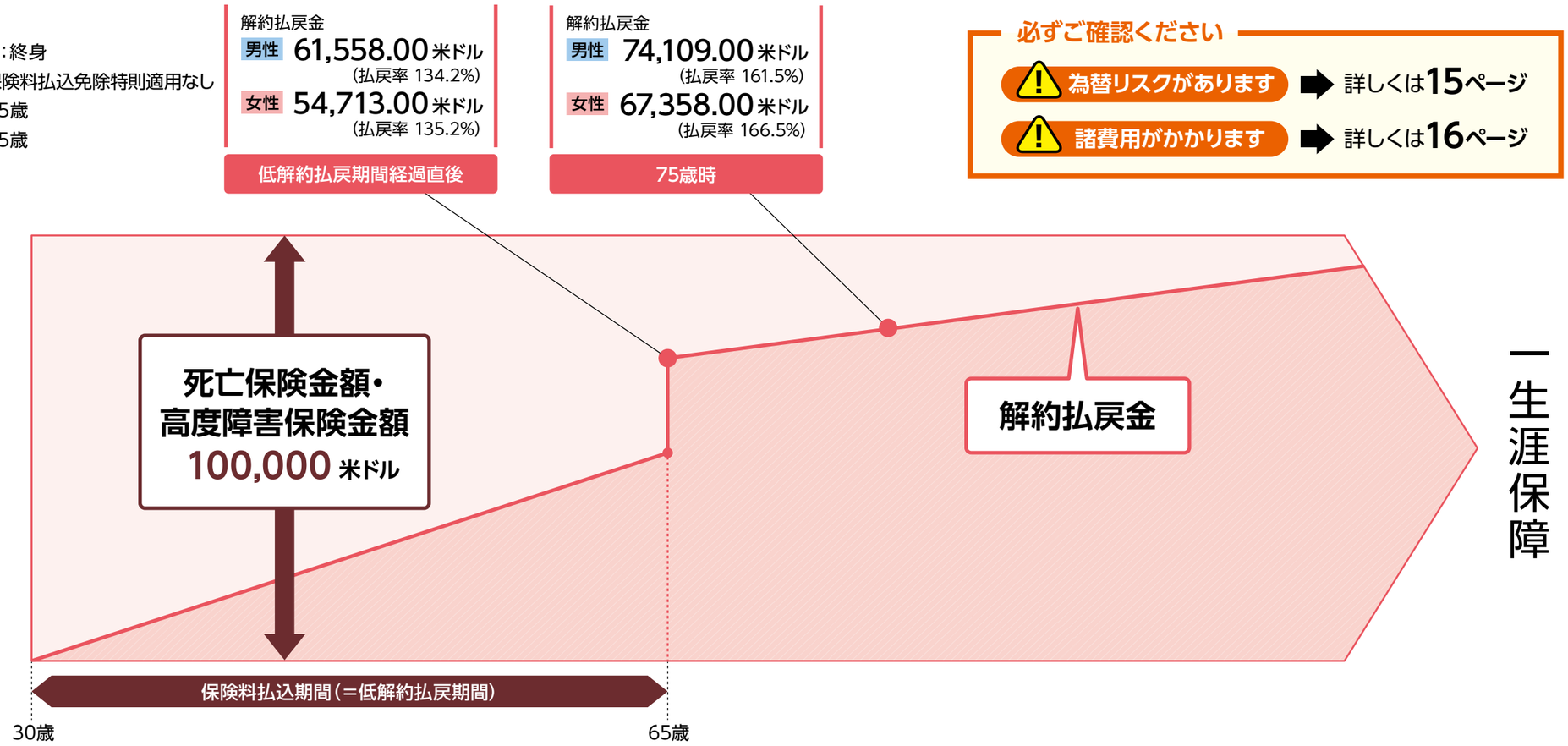

必ずご確認ください
- ⚠ 為替リスクがあります ➡ 詳しくは15ページ
- ⚠ 諸費用がかかります ➡ 詳しくは16ページ

上記ご契約例の場合

もしものお金

保障内容

死亡 死亡したとき**死亡保険金**をお支払いします。

高度障害 高度障害状態に該当したとき**高度障害保険金**をお支払いします。

※上記の保険金は重複してお支払いしません。いずれかが支払われた場合には保障は消滅します。

保険料の払込免除について

●基本の保障
不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

●オプション（特定疾病障害介護保険料払込免除特則を適用した場合）
保険料払込期間中に特定疾病（がん［悪性新生物］・急性心筋梗塞・脳卒中）、特定障害状態、要介護状態に該当した場合は、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

保障内容について ➡ 詳しくは9～10ページ

未来のお金

まとまった資金が必要になった場合には、保険契約を解約して、**解約払戻金**を活用いただけます。

払戻率（%）＝解約払戻金÷払込保険料累計×100

経過年数		年齢	男性 払込保険料累計	男性 解約払戻金	男性 払戻率	女性 払込保険料累計	女性 解約払戻金	女性 払戻率
低解約払戻期間	15年	45歳	19,656.00米ドル	14,137.00米ドル	71.9%	17,334.00米ドル	12,328.00米ドル	71.1%
	25年	55歳	32,760.00米ドル	26,887.00米ドル	82.0%	28,890.00米ドル	23,564.00米ドル	81.5%
	35年	65歳	45,864.00米ドル	43,020.00米ドル	93.7%	40,446.00米ドル	38,230.00米ドル	94.5%
低解約払戻期間経過直後*			45,864.00米ドル	61,558.00米ドル	134.2%	40,446.00米ドル	54,713.00米ドル	135.2%
45年		75歳	45,864.00米ドル	74,109.00米ドル	161.5%	40,446.00米ドル	67,358.00米ドル	166.5%
55年		85歳	45,864.00米ドル	85,565.00米ドル	186.5%	40,446.00米ドル	80,608.00米ドル	199.2%

●解約した場合、以後の保障はなくなります。●ご契約後、短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。●低解約払戻期間は、保険料払込期間と同一です。●低解約払戻期間中の解約払戻金はほとんどの場合、お支払いいただいた保険料を下回ります。●低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。●低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。●円に換算した解約払戻金を受取る場合は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています（＊時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています）。
※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

ユーエス・ライズ はさまざまなニーズにお応えします

為替リスクがあります ●保険金・解約払戻金を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは15ページをご確認ください。

死亡保障が不要になった場合は、解約払戻金を活用できます。

子育て世代の方

【ご契約例❶】
- 30歳 男性　●保険期間：終身
- 特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用なし
- 保険料払込期間：15年
- 低解約払戻期間：15年

保険金額	50,000米ドル
月払保険料（口座振替扱）	111.35米ドル

解約払戻金をお子さまの教育資金として

高校・大学の入学時など、まとまった資金が必要となる時期に合わせて保険料払込期間を設定すれば、解約払戻金を教育資金として活用いただけます。

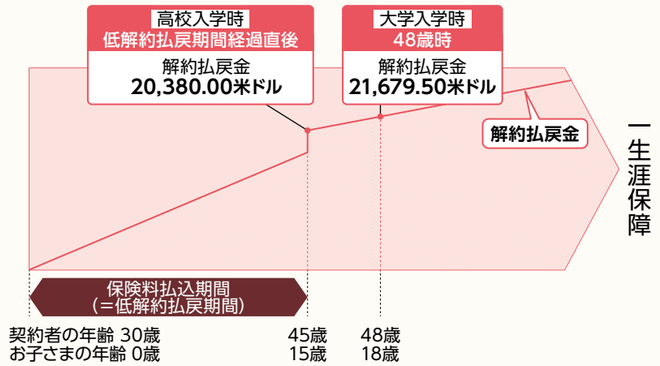

経過年数		年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率
低解約払戻期間	10年	40歳	13,362.00米ドル	8,805.50米ドル	65.8%
	15年	45歳	20,043.00米ドル	14,240.50米ドル	71.0%
低解約払戻期間経過直後※1			20,043.00米ドル	20,380.00米ドル	101.6%
	18年	48歳	20,043.00米ドル	21,679.50米ドル	108.1%
	30年	60歳	20,043.00米ドル	27,822.00米ドル	138.8%

老後の生活が気になる方

【ご契約例❷】
- 50歳 男性　●保険期間：終身
- 特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用なし
- 保険料払込期間：65歳
- 低解約払戻期間：65歳

保険金額	100,000米ドル
月払保険料（口座振替扱）	329.40米ドル

解約払戻金を老後の生活資金に

定年退職の時期に合わせて保険料払込期間を設定することで、その後の「セカンドライフのための資金」などに活用いただけます。

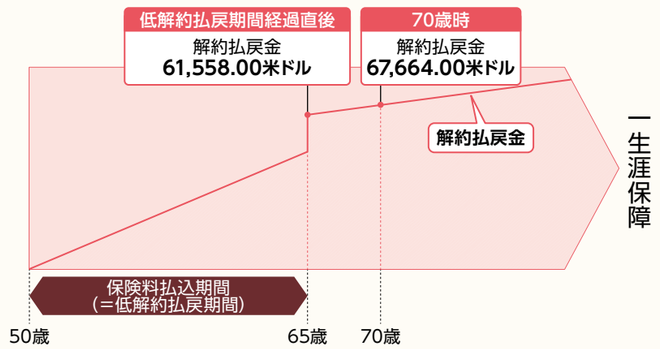

経過年数		年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率
低解約払戻期間	10年	60歳	39,528.00米ドル	26,653.00米ドル	67.4%
	15年	65歳	59,292.00米ドル	43,020.00米ドル	72.5%
低解約払戻期間経過直後※1			59,292.00米ドル	61,558.00米ドル	103.8%
	20年	70歳	59,292.00米ドル	67,664.00米ドル	114.1%
	30年	80歳	59,292.00米ドル	80,272.00米ドル	135.3%

さらに安心

特定疾病や特定障害状態、要介護状態に該当した場合の経済的負担を軽減（特定疾病障害介護保険料払込免除特則を適用した場合）

保険料払込期間中に特定疾病（がん［悪性新生物］・急性心筋梗塞・脳卒中）などで約款所定の事由に該当した場合は、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

保険料の払込免除事由について ➡ 詳しくは9〜10ページ

【ご契約例❸】
- 30歳 男性　●保険期間：終身
- 保険料払込期間：65歳
- 低解約払戻期間：65歳

特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用あり

保険金額	100,000米ドル
月払保険料（口座振替扱）	120.10米ドル

保険料払込期間中に特定疾病に罹患した場合

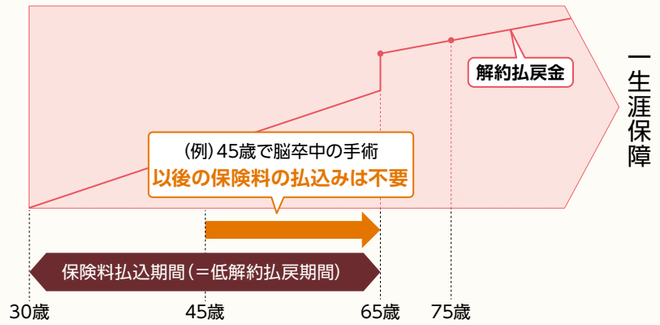

（参考）ご契約中に解約した場合の解約払戻金

低解約払戻期間経過直後※1
61,558.00米ドル

75歳時
74,109.00米ドル

※保険料払込期間経過後は、特定疾病障害介護保険料払込免除特則の適用はありません。

●解約した場合、以後の保障はなくなります。●ご契約後、短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています（＊1時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています）。
※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。※払戻率（%）＝解約払戻金÷払込保険料累計×100

6ページの「未来のお金」の注意事項をあわせてご確認ください。

教育費総額の例

幼稚園〜大学まで …… 約1,065万円
小学校〜大学まで …… 約1,015万円
中学校〜大学まで …… 約804万円
高校〜大学まで …… 約642万円

※上記は幼稚園・小学校・中学校・高校は全て公立、大学は私立文系（自宅通学）の場合

［出典］幼稚園・小学校・中学校・高校の金額：文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査」をもとに算出、高校は全日制の金額。大学の金額：文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果」、（独）日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」をもとに算出。

夫婦2人のゆとりある老後の生活費

月額 平均 37.9万円

老後の最低日常生活費 …… 平均23.2万円
老後のゆとりのための上乗せ額 … 平均14.8万円

［出典］（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度 生活保障に関する調査」

1人あたりの平均年金月額

国民年金受給者（自営業）	厚生年金保険受給者（会社員）
56,428円	144,982円
国民年金（老齢基礎年金）	老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計

［出典］厚生労働省「令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」

万一の際に必要な費用の例

万一の際に必要な費用の合計 平均 約289万円

葬儀費用の合計（葬儀費用、飲食費、返礼品）	お墓代
平均 約118万円*2	平均 約171万円*3

＊2［出典］鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査（2024年）」
＊3［出典］（一社）全国優良石材店の会「2024年版 全優石お墓購入者アンケート調査結果」

主な保険金支払事由／保険料払込免除事由

保険料の払込免除事由については、保険料払込期間中にいずれかに該当したとき、将来の保険料の払込みが免除されます。

高度障害

高度障害保険金の支払事由

病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき

たとえば…
- 両眼の視力を全く永久に失った
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った　など

不慮の事故による身体障害

保険料払込免除事由（基本の保障）

不慮の事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき

たとえば…
- 1眼の視力を全く永久に失った
- 両耳の聴力を全く永久に失った　など

特定疾病

保険料払込免除事由〈特定疾病障害介護保険料払込免除特則〉

悪性新生物（がん）	悪性新生物責任開始日*1以後に初めて悪性新生物（がん）と診断確定*2されたとき （「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外） *1「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。 *2診断確定の根拠となった検査の実施日を、悪性新生物と診断確定された日として取扱います。
急性心筋梗塞	責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ●60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ●60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき

特定障害

保険料払込免除事由〈特定疾病障害介護保険料払込免除特則〉

責任開始時以後の病気またはケガにより、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき

■身体障害認定基準一部例

障害等級 1級	●視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの ●両上肢または両下肢の機能を全廃したもの ●心臓または腎臓または呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの ●肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
障害等級 2級	●視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ●両上肢または両下肢の機能の著しい障害 ●肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
障害等級 3級	●視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの ●一上肢の機能の著しい障害、または一下肢の機能を全廃したもの ●心臓または腎臓または呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ●肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの

※上記は一部例です。上記以外にも障害等級にあてはまるケースがあります。[出典]厚生労働省「身体障害者障害程度等級表」より抜粋

介護

保険料払込免除事由〈特定疾病障害介護保険料払込免除特則〉

責任開始時以後の病気またはケガにより、つぎの 1 または 2 のいずれかに該当したとき

1 満65歳未満の被保険者について、**約款所定の要介護状態**となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき

2 **公的介護保険制度**により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき

約款所定の要介護状態とは

つぎのいずれかに該当した状態をいいます。
- 下表の❶または❷のいずれかが**[全部介助または一部介助の状態]**に該当し、かつ下表の❸～❻のうち**[1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態]**または**[3項目が全部介助または一部介助の状態]**に該当して他人の介護を要する状態
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

項目／定義		全部介助の状態	一部介助の状態
		複数記載はいずれかの状態	
❶ 歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	●何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ●必ず車椅子を使用している。 ●寝たきり状態。	●杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ●誰かに支えられなければ歩行できない。
❷ 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	●何かにつかまっても1人で寝返りができない。	●ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
❸ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	●浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ●洗身をすべて介助者が行っている。	●浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ●体の一部の洗身を介助者が行っている。
❹ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	●常時オムツに依存している。 ●排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	●排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
❺ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	●介助がなければ1人ではまったくできない。	●食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）。
❻ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	●介助がなければ1人ではまったくできない。	●一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

■公的介護保険制度の要介護認定基準について

要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活における基本的な動作について、6か月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

要介護認定等基準時間により状態を区分

要介護2	要介護認定等基準時間が**50分以上70分未満**またはこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が**70分以上90分未満**またはこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が**90分以上110分未満**またはこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が**110分以上**またはこれに相当すると認められる状態

※「要介護認定等基準時間」とは、入浴・排せつ・食事の介護や、洗濯・掃除の援助などにかかる1日あたりの時間を、厚生労働大臣の定める方法により推計した時間のことです。

特約について（保険料は不要です）

円入金特約

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されているため、
米ドル建の保険料等を円で払込みいただきます。

※米ドルでの払込みはできません。

円支払特約

「円支払特約」を付加することで、米ドル建の保険金・解約払戻金等を円で受取れます。

※保険金や解約払戻金等を円で受取るときに付加することができます。

リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）

余命6か月以内と判断されたとき、被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額を受取れます。

※保険契約者が法人の場合、付加することはできません。

年金支払特約

死亡保険金・高度障害保険金の一括払にかえて、年金として受取れます。
年金の種類は定額型または逓増型、年金支払期間は5・10・15年より選べます。

万一のとき・・・

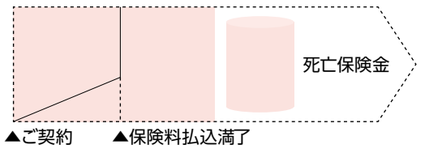

のこされたご家族が、
死亡保険金を一括で受取れます。

年金支払特約を付加すると・・・

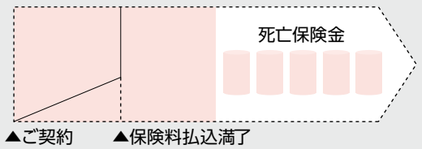

のこされたご家族が、死亡保険金の全部を
毎年年金形式で一定期間受取れます。

※年金は、円支払特約を付加して円でお支払いします（円でのお取扱いのみとなります）。
※年金額はご加入時や保険期間中には定まらず、年金基金設定時に当社の定める方法により算出します。
※年金額が当社の定める額を下回るときは、取扱いません。

介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）

もしも介護が必要になったとき

主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、公的介護保険制度により**要介護4または5の状態**に該当すると認定されたとき、被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から当社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額（介護前払保険金額）を受取れます。

介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）を付加すると・・・

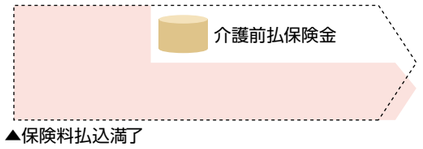

介護前払保険金を介護サービス費や
バリアフリーへの改築費などに活用
いただけます。

※保険契約者が法人の場合、付加することはできません。※保険料払込期間が終身払の場合、付加することはできません。
※受取額は、指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。

ご契約例

主契約保険金額：100,000米ドル ●30歳男性 ●保険期間：終身 ●保険料払込期間：65歳 ●低解約払戻期間：65歳

お受取額の例（死亡保険金の全額［100,000米ドル］を請求した場合*1）

経過年数	年 齢	指定保険金額	お受取額*2
40年	70歳	100,000米ドル	83,315.00米ドル
50年	80歳	100,000米ドル	89,324.00米ドル

ご参考

指定保険金額に対する解約払戻金額*2
67,664.00米ドル
80,272.00米ドル

*1 死亡保険金の全額を指定した場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
*2 上記金額は年単位の契約応当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、お受取額は2025年3月1日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

ご注意ください 以下特約、特則の事由で定める要介護状態区分には違いがあります。

- **介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）**…公的介護保険制度に基づく要介護4または5の状態
- **特定疾病障害介護保険料払込免除特則**…公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態

公的介護保険制度にもとづく要介護状態区分についてはP10「■公的介護保険制度の要介護認定基準について」をご確認ください。

指定代理請求特約

被保険者が、傷病や認知症等により保険金および保険料の払込免除を請求する意思表示が困難なときや、がんに罹患したことを知らないときなどに、指定代理請求人が被保険者に代わって請求することができます。

保険料の払込みと保険金等の受取りについて

保険料の払込みについて

☑ 保険料は「円」で払込みいただきます（**円入金特約**があらかじめ付加されています）。
☑ 円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、毎回増減します。

例えば

	ご契約時	2回目の払込み	3回目の払込み
当社所定の為替レート	1米ドル160円のとき	1米ドル140円のとき	1米ドル150円のとき
月払保険料100米ドルの場合の円換算後の保険料	¥16,000円	¥14,000円	¥15,000円 ……

円に換算した保険料は毎回増減します

■換算基準日と換算レート

内容			換算基準日*1	換算レート
第1回保険料	口座振替で払込む場合		振替日の属する月の前月末日	当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート） ※当社所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
	クレジットカードにより払込む場合		当社が申込みを受けた日*2の前日	
	当社所定の口座への振込み	責任開始に関する特約を付加した場合	当社が受領する日の属する月の前月末日	
		責任開始に関する特約を付加しない場合（前納保険料を払込む場合を含む）	当社が受領する日の前日	
第2回以後の保険料			当社が受領する日の属する月の前月末日	
前納保険料			当社が受領する日の前日	

*1 換算基準日とは、米ドルを円に換算する基準となる日をいいます。なお、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直前の営業日を換算基準日とします。
*2 申込みを受けた日とは、当社もしくは当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含む）が申込書を受領したとき、または、当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含む）所定の情報端末（タブレット等）で申込みをされたときをいいます。

保険金・解約払戻金の受取りについて

☑ 保険金・解約払戻金は「円」または「米ドル」で受取れます。
☑ 円で受取る場合、**円支払特約**を付加していただきます。
☑ 円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。

例えば
保険金額 100,000米ドルの場合

当社所定の為替レート	円換算後の保険金額
1米ドル140円のとき	¥14,000,000 円
1米ドル150円のとき	¥15,000,000 円
1米ドル160円のとき	¥16,000,000 円

為替レートの変動により受取金額が異なります

■換算基準日と換算レート

	換算基準日*1	換算レート
保険金の受取り	書類到着日*3の前日	当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート） ※当社所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
解約払戻金の受取り		

*3 書類到着日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。
※保険金・解約払戻金を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要となります。
※死亡保険金・高度障害保険金は、所定の期間内、米ドル建で当社に据置くことができます（円建の据置きはできません）。

上記の数値は為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示で、実際の数値とは異なります。

為替レートについて

当社所定の為替レートは、
当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としており、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM＋0.01円

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するＴＴＳを上回ることはありません。

円支払特約用為替レート	TTM－0.01円

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するＴＴＢを下回ることはありません。

TTS(対顧客電信売相場) …… お客さまが円を外貨に交換するときに適用される銀行の一般的な為替レート
TTM(対顧客電信売買相場の仲値) …… TTSおよびTTBの中間の値
TTB(対顧客電信買相場) …… お客さまが外貨を円に交換するときに適用される銀行の一般的な為替レート

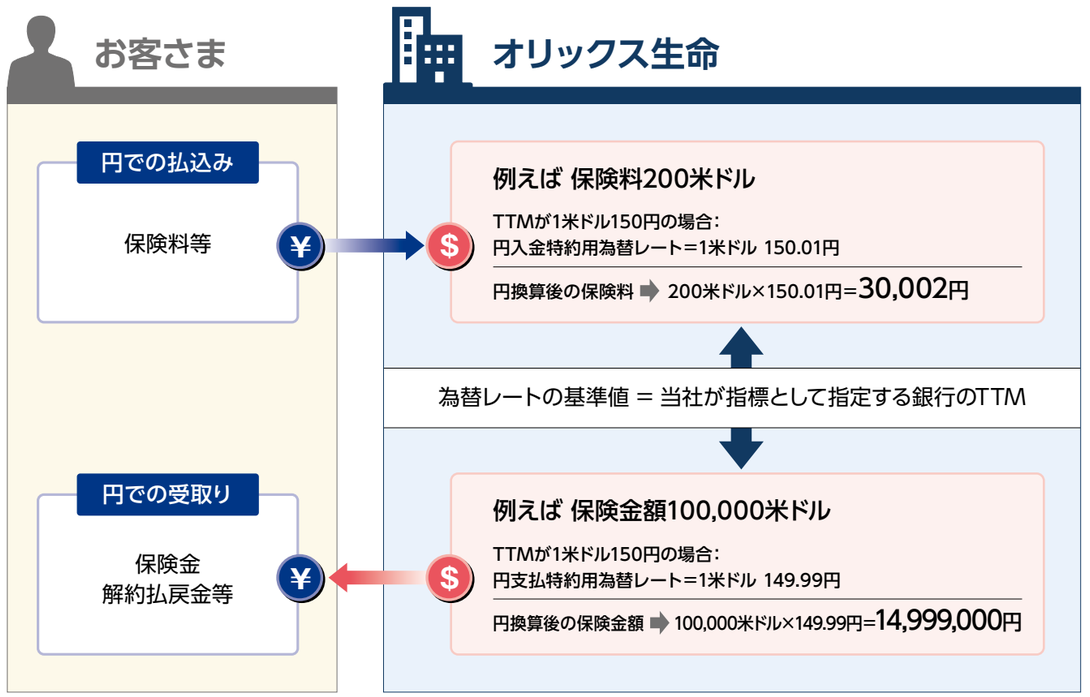

※当社所定の為替レートの基準となるＴＴＭは、当社が指標として指定する銀行（三菱ＵＦＪ銀行）が公示するＴＴＳおよびＴＴＢの中間の値(仲値)とします。
※ＴＴＳまたはＴＴＢについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
※当社所定の為替レートは、2025年3月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

この保険で適用される当社所定の為替レートについては、
オリックス生命のウェブサイトでご確認ください。
https://www.orixlife.co.jp/fx/

為替リスクと為替相場の変動について

為替リスクがあります

●この保険は米ドル建です。**保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます**。

▶為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「円で払込んだ保険料の合計額」を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

▶為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「ご契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額」を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が払込んだ保険料の合計額を下回る場合があります。

●この保険に関する**為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します**。

保険料は円で払込みいただきます。

(円入金特約が付加されているため、米ドルでの払込みはできません)

保険料が
100米ドルの場合の
円換算後の保険料例

円高 ↕ 円安

1米ドル ＝ 120円のとき …… 12,000円
1米ドル ＝ 150円のとき …… 15,000円
1米ドル ＝ 180円のとき …… 18,000円

※当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート）で計算します。

円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、**毎回増減します**。

保険金等は円または米ドルでお受取りいただけます。

または

(円で受取る場合、円支払特約を付加していただきます)

保険金額が
100,000米ドルの場合の
円換算後の保険金額例

円高 ↕ 円安

1米ドル ＝ 120円のとき …… 12,000,000円
1米ドル ＝ 150円のとき …… 15,000,000円
1米ドル ＝ 180円のとき …… 18,000,000円

※当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート）で計算します。

円で受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けるため、**換算日によって受取る保険金額等が異なります**。

上記の数値は為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示で、実際の数値とは異なります。

ご契約にかかる諸費用について

諸費用がかかります

●「保険料から控除される諸費用」「保険料等を払込むときの費用」「保険金や解約払戻金等を受取る場合の費用」「解約や減額をした場合の費用」「保険金を年金で受取る場合の費用」が発生します。詳しくは以下をご確認ください。

この保険にかかる費用は以下の費用の合計になります。

保険料から控除される諸費用

払込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。これらの費用については、契約年齢・性別などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができませんのでご了承ください。

保険料等を払込むときの費用

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されています。保険料等を円で払込む際に適用される当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート）には、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM（対顧客電信売買相場の仲値）＋0.01円

※14ページもあわせてご確認ください。

保険金や解約払戻金等を「円」で受取る場合の費用

この保険は「円支払特約」を付加することで、保険金や解約払戻金等を円で受取ることができます。その際に適用される当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート）には、為替手数料が含まれます。

円支払特約用為替レート	TTM（対顧客電信売買相場の仲値）－0.01円

※14ページもあわせてご確認ください。

保険金や解約払戻金等を「米ドル」で受取る場合の費用

利用される金融機関により、各種手数料（リフティングチャージ等）が必要な場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

解約や減額をした場合の費用

解約や減額などをする場合には、保険料払込期間または契約日から10年間のいずれか短い期間は、経過期間（保険料を払込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金*から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができませんのでご了承ください。

＊責任準備金とは、将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積立てられるものをいいます。

保険金を年金で受取る場合の費用（年金支払特約を付加した場合）

年金支払開始日以降、受取年金額の1.0%（2025年3月現在）を年金支払日に負担いただきます。

※年金額は上記の控除を前提に設定します。別途、年金額から差引く費用はありません。

Q&A

Q1. 「低解約払戻期間」とは何ですか？

A1. 解約払戻金が抑制される、保険料払込期間と同一の期間をさします。
この期間中に解約した場合の解約払戻金は、
解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。

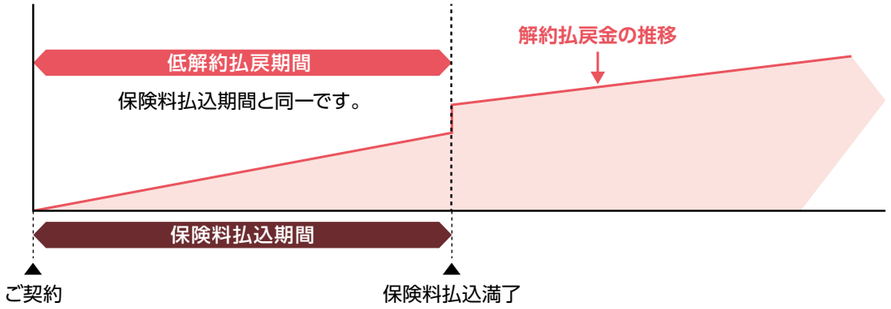

Q2. 保険期間の途中で、低解約払戻期間を延長したり、短縮することはできますか？

A2. いいえ。低解約払戻期間は延長・短縮ともにできません。
低解約払戻期間と同一の期間である保険料払込期間も、保険期間の途中で
延長・短縮することはできません。

Q3. 保険金等を受取る際、外貨預金口座は必要ですか？

A3. 保険金や解約払戻金等を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要となります。
円で受取る場合は、必要ありません。

Q4. 保険料をまとめて払込むことはできますか？

A4. ユーエス・ライズは、一時払の商品ではありませんが、将来の保険料をまとめて
払込んでいただく前納のお取扱いが可能です。
前納保険料は、当社所定の利率で割引きされています。

＼ 生前の保障をプラスした商品もあります ／

米ドル建終身保険 Bright（ブライト）

特定疾病（がん［悪性新生物］・急性心筋梗塞・脳卒中）、特定障害状態、要介護状態に該当したときの保障をプラスできる**「米ドル建終身保険 ブライト」**もあります。
「ブライト」は、家族にのこすための保障「万一の死亡時の保障」に、**自分のための「生きるための保障」**をプラスした、さまざまなリスクに備えられる商品です。

※保障内容や保険料等について詳しくはお問合せください。

ご加入者さまに利用いただける

オリックス生命の健康医療相談サービス

ご利用は無料

健康や医療・介護・育児に関するご相談や、専門医の手配などの各種サービスをご利用いただけます。

24時間電話健康相談サービス

サービス対象：被保険者さまとその同居のご家族

医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが、24時間・年中無休体制で健康・医療・育児・メンタルヘルスに関する相談を電話でお受けします。また、全国約41万件のデータベースをもとに病状や症状にあわせて適切な医療機関をご案内します。

セカンドオピニオンサービス

サービス対象：被保険者さま

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師へ、面談でのセカンドオピニオンを手配します。

サービスの流れ ▶ 専用ダイヤルにて受付・予約手配 ▶ 医師とのセカンドオピニオン（オンラインも可）

糖尿病専門サポートサービス

サービス対象：被保険者さま

糖尿病に関するさまざまな質問・相談に電話でお応えし、適切な治療を早期に受けられるように糖尿病の専門医への受診手配や、糖尿病の専門医等が在籍する医療機関情報をご提供します。

介護・認知症サポートサービス

サービス対象：被保険者さまとその同居のご家族

介護保険制度の有資格者であるケアマネジャーなどの相談スタッフが介護・認知症に関するご相談を電話でお受けします。遠方にお住まいのご両親の介護・認知症に関する悩み・ご相談にもお応えします。

あたまの健康チェック®
全国の健診施設等で提供されている10-15分程度の記憶力チェックです。オペレーターの質問にお答えいただくだけで、もの忘れの訴えのない時期からご自身の「あたまの健康」状態の変化を定期的にご確認いただけます。
（本テストのライセンスは、株式会社ミレニアに帰属します。）

重症化・再発予防カウンセリングサービス

サービス対象*：被保険者さまとそのご家族

*対象となる疾病（「急性心筋梗塞」「再発性心筋梗塞」「脳梗塞」「脳血管疾患のうち脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞にいたらなかったもの」）により給付金を受取られたお客さまとそのご家族

心筋梗塞・脳梗塞などの重症化・再発を予防するために、保健師・看護師などの医療の専門チームが継続的な電話でのカウンセリングサービスを提供します。

●上記サービスはオリックス生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーペック株式会社が提供します。本サービスは2025年3月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問合わせください。

ご契約にあたって

※契約年齢・保険料払込期間・保険金額等により取扱いが異なります。

●契約年齢	15歳～75歳 ※特定疾病障害介護保険料払込免除特則適用時は15歳～64歳
●保険期間	終身
●保険料払込期間	5年・10年・15年・20年、50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳、終身
●低解約払戻期間	保険料払込期間と同一
●保険料払込方法（払込回数）	月払・半年払・年払
●診査基準	告知書扱・健康診断結果通知書扱・人間ドック扱・医師扱
●責任開始時（日）	●保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といいます。 また、責任開始時が属する日を責任開始日といい、この日より保障を開始します。 ●特定疾病障害介護保険料払込免除特則の悪性新生物（がん）にかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）より開始します。

ご契約の際には「契約締結前交付書面＜契約概要／注意喚起情報＞」、「ご契約のしおり／約款」を必ずご確認ください。

『契約締結前交付書面』の「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に際して特にご注意、ご確認いただきたい事項を記載しています。また、『ご契約のしおり／約款』はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等について記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

公的保険制度はコチラから

金融庁ウェブサイト
https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html

公的年金制度（老齢年金制度）はコチラから

生命保険協会ウェブサイト
https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/

オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに関することがらをわかりやすく案内していますので、ご確認ください。

https://www.orixlife.co.jp/

保険種類をお選びいただく際にはオリックス生命の「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**終身保険**です。「保険種類のご案内」はオリックス生命の営業社員、募集代理店または最寄りの支社等にご請求ください。

【生命保険募集人について】
オリックス生命の社員や生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022784
VEGETABLE OIL INK
※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

ORIX
オリックス生命保険株式会社
本社／〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
TEL:03-3517-4300
https://www.orixlife.co.jp/

●お問合せは

ORIX2024-A-113　106165　202503-DNP-60